

情報なんぶ

令和3年10月21日発行

南部町行政だより 第220号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ コロナ禍における事業継続支援について ■

南部町及び鳥取県では、新型コロナウイルス感染症により経営的な影響を受ける事業者に応援金を交付します。

※①②の応援金は併用可能ですので、組み合わせてご活用ください。

①コロナに負けるな！飲食業等特別応援金（南部町）

【対象者】 南部町内に本社（本拠）を有して事業を行う飲食業、宿泊業（農家民泊を除く）、一般貸切旅客自動車運送業（貸切バス）を営む法人、団体又は個人

【交付額】 ○平成31年1月から令和元年12月までの月平均の売上規模に応じて交付します。

売上規模（月平均）	交付額
10万円以上20万円未満	30万円
20万円以上50万円未満	40万円
50万円以上200万円未満	60万円
200万円以上	100万円

○令和2年1月から令和3年9月までに事業を開始（新規創業）された場合
一律20万円

【申請期限】 1月31日（月）

【問い合わせ先】 企画政策課 ☎66-3113

②コロナ禍緊急応援金（鳥取県）

【対象者】 県内中小企業等（個人事業主を含む）で、次のいずれかに該当する事業者
ア 飲食業、宿泊・観光業、交通業、小売・対面サービス事業者など外出自粛等の影響を強く受けた事業者

イ 上記アの事業者と直接かつ継続的に取引がある事業者

【支給要件】 令和3年6月から9月までの間で任意の1か月の事業収入が前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少していること

【支給額】 令和元年（または令和2年）の基準月の事業収入－令和3年度対象月の事業収入
※法人20万円、個人事業主10万円が上限となります

【申請期限】 12月10日（金）

【問い合わせ先】 鳥取県コロナ禍緊急応援金コールセンター

☎0857-26-7971

■ 味噌づくりの申し込みを受け付けします ■

令和3年度の味噌づくり作業の申し込みを受け付けます。米からの麴づくり、味噌樽詰めまで、わが家だけの手作り自慢の味噌を作ってみませんか？

【申込先】 利用する施設によって申込先が変わります。お電話での申込は受付していません。

施設名	めぐみの里	えぷろん
申込先住所	南部町阿賀915-2	あいみ富有の里地域振興協議会 南部町市山1087-1 （えんがーの富有内）
問い合わせ先	☎070-2353-5411（めぐみの里携帯電話） ☎36-8010（JOCA南部事務所）	☎64-3504
その他	※めぐみの里に申込書を置いています。事前に電話でお問合せの上お越しく下さい。 ※大豆の斡旋を希望される場合は、申込用紙にご記入ください。 ※前日の米洗いの時間は指定されます。予めご了承ください。	※大豆、麴菌の斡旋を希望される場合は、申込用紙にご記入ください。 ※加工委託についてはあいみ富有の里地域振興協議会にお問い合わせください。

【申込方法】 申込用紙に代表者の名前、住所、電話番号、メンバー全員の名前、材料として使用する米と大豆の使用量、作業を希望する月を記入してお申し込みください。申込用紙は各申込先にあります。

【申込締切】 11月5日（金）

【味噌づくりについて】

- ・時期 12月～翌年3月末まで（年末年始を除く）
- ・作業期間 米蒸しから仕上げまで3日間
- ・持参いただく材料 米、大豆、塩、麴菌（一部材料の斡旋あり）
- ・使用料 味噌（出来上がり）1kgあたり 75円

【担当課】 産業課 ☎64-3783

■ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）について ■

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

下記に該当する方は、申請手続きが必要となりますので、ホームページをご確認いただくか、子育て支援課までお問い合わせください。

【対象者】

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がいがある場合は20歳未満）を養育している方で、以下のいずれかに該当する方

○令和3年4月分の児童手当の受給者で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の公務員の方

○高校生等（障がいがある場合は20歳未満）のみを養育している方で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

【支給額】 児童1人あたり一律5万円

【申請期限】 2月28日（月）まで

【問い合わせ先】 子育て支援課 ☎66-5525

■ 南部町農地利用最適化推進委員募集について ■

南部町農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、以下のとおり募集します。							
募集人数	１名（担当地区：賀野地区）						
任期	農業委員会が委嘱した日（令和３年１２月上旬予定）から令和５年７月１９日まで						
身分	南部町の特別職の非常勤職員						
職務内容	農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行います。 また、担当する地域内における農地等の利用の最適化の推進について、各種研修会等への参加や、農業委員会総会等に出席し意見を述べることができます。						
委員報酬（月額）	２９，０００円						
推薦を受ける者及び応募する者の資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる満２０歳以上である者とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 （１）町税等を滞納している者 （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （３）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者						
推薦及び応募に係る手続等	次の提出書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、持参により南部町農業委員会事務局に提出してください。 ※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。 （１）提出書類 <table><tr><td>農業者等（個人）が推薦する場合</td><td>様式第１号</td></tr><tr><td>農業者等（法人又は団体）が推薦する場合</td><td>様式第２号</td></tr><tr><td>自ら応募する場合</td><td>様式第４号</td></tr></table> （２）添付書類 ア）身分証明書（本籍地の市町村が発行するもの） イ）町税等納付状況確認同意書（様式第３号） ※いずれも推薦を受ける者及び応募する者の発行後３か月以内のもの （３）受付期間　１０月２１日（木）から１１月１９日（金）まで ※受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分（平日） ※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。 （４）提出先 〒６８３－０２０１　南部町天萬５５８番地 南部町農業委員会事務局	農業者等（個人）が推薦する場合	様式第１号	農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第２号	自ら応募する場合	様式第４号
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第１号						
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第２号						
自ら応募する場合	様式第４号						
選定方法	南部町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。 選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知します。						
情報の公表	募集期間の中間及び終了後に、応募及び推薦された者の人数を南部町ホームページで公表します。						

【問い合わせ先】　農業委員会事務局　☎６４－３７９２

■ 町営住宅の入居者募集について（一次募集） ■

団地名	区分	建築年度	構造	部屋数	家賃月額
城山団地 20-2-12号	町営住宅	平成21年	木造2階建	2DK	17,800～26,500円

※家賃月額にはCATV使用料を含みません。別途負担をお願いします

※一次募集は、優先入居対象世帯のみの募集です。

子育て世帯（中学校修了前）、ひとり親世帯、高齢者世帯、多子・多人数世帯、障がい者世帯、妊婦のいる世帯、低所得者世帯（所得月額1万円以下）、ハンセン病療養所入居者等世帯、引揚者世帯、DV被害者世帯、中国残留邦人世帯、北朝鮮拉致被害者世帯、犯罪被害者世帯のみ応募できます。

入居者の資格	必要書類
・現在一緒に住んでいるか、または住もうとしている親族があること ・世帯全員の合計収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと（月平均所得が15万8千円以下） ・現に住宅に困窮していることが明らかな人 ・市町村民税を滞納していないこと ・入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと ・連帯保証人が必要です（町内在住者2名）	①入居申込書 ②入居予定者全員の住民票 ③入居予定者全員の収入に関する証明書（所得課税証明書等） ④納税証明書（滞納がない事を証明するもの） ⑤住宅困窮理由書 ⑥優先入居世帯の該当を証明する書類（①と⑤は建設課にあります） ※控除額がある場合はこれを証明する書類を添付してください（障害者控除等）

【申込受付期間】 10月21日（木）～11月9日（火）

【入居選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。
※申込者多数の場合は抽選で入居者を決定します

【二次募集】 一次募集で入居者が決定しなかった住戸は、二次募集を行います。
二次募集では優先入居対象世帯以外の方も申し込みができます。

【申込・問い合わせ先】 建設課 ☎66-3115

生涯学習作品展の作品を募集します

芸術の秋になりました。秋の芸術イベント「生涯学習作品展」を次の日程で開催します！公民館教室の皆さんの作品のほか、広く町民の皆さんの作品も展示し、多くの方に芸術に触れていただく機会になればと思います。皆さんもご自身の作品を展示してみませんか。

展示いただける方は、南部町公民館までお知らせください。皆さんの力作をお待ちしています！

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止になることもあります。

【会期】 11月27日（土）・28日（日）

◆作品搬入…11月26日（金）午後3時～6時

◆搬出…11月28日（日）午後4時～6時

【場所】 南部町農業者トレーニングセンター

【申込締切】 11月1日（月）

◆申込方法…電話、ファクシミリ、またはメールで以下をお知らせください。

①お名前 ②ご連絡先 ③出展される作品の作品名（お一人につき3点まで）

【申込・問い合わせ先】 南部町公民館（キナルなんぶ内）

☎46-0870 ファクシミリ：46-0871

メール：kinaru@town.nanbu.tottori.jp

■ **建物の新増築や改築、取壊しなどをされた際は届出をお願いします** ■

- 建物を新築・増築・改築したとき
- …固定資産の評価額を算出するための家屋調査を行います。
- 都合の良い調査日時を税務課までご連絡ください。
- 建物を取り壊したとき
- …税務課へ「家屋の滅失届」の提出をお願いします。
- 建物の登記がある場合は、法務局へ「滅失登記」の申請が必要です。
- 未登記建物の所有者に変更があったとき
- …税務課へ所有者変更の届出が必要です。
- ※建物には住宅のほか物置や車庫、倉庫、土蔵、店舗などが該当します。
- 手続きの方法など詳しくは、税務課へお問い合わせください。
- 【問い合わせ先】 税務課 ☎66-4802

■ **ふれあい道路サポート事業（小型除雪機燃料支給）をご利用ください** ■

- 小型除雪機を用いて区（地域）で町道の除雪を行っていただく場合に、燃料（ガソリン）を支給します。
- 【対象道路】 小型除雪機を用いて地区作業で除雪を行う町道
- 【対象団体】 地域振興協議会、自治会等
- 【申請方法】 事前申請です。
- 除雪の実施5日前までに、見込みの日数・時間・道路を申請してください。
- 【引き渡し】 町内の指定ガソリンスタンドで燃料の引き渡しを行います。
- 【支給燃料】 作業予定時間×作業台数×2.5ℓ
- ※1団体の支給上限量は、1年度あたり36ℓです。
- 【完了報告】 除雪期間終了後に、完了届の提出をお願いします。
- 【問い合わせ先】 建設課 ☎66-3115

■ **「もの忘れ相談会」開催のお知らせ** ■

- 最近物忘れが多くなった、今まで出来ていたこと（料理や運転など）にミスがふえたなど不安や悩みを抱える人がふえています。安心して日常生活をおくるための相談の場「もの忘れ相談会」を開催します。家族の方の相談も受け付けています。
- ※事前予約が必要です。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、中止させていただく場合があります。
- 中止の場合は防災無線放送等にてお知らせします。
- 【日時】 11月11日（木） ①午後1時 ②午後2時 ③午後3時
- ※個別相談のため、時間を指定させていただきます。
- ※次回は、2月10日（木）に開催予定です。
- 【場所】 健康管理センターすこやか
- 【内容】 問診・タッチパネル検査・個別相談（西伯病院 臨床心理士）
- 【対象者】 物忘れが気になる方や家族の方
- 【料金】 無料
- 【申込・問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ **所得税の確定申告をする場合は「利用者識別番号」が必要になります！** ■

- 令和4年2月の確定申告から、南部町の申告会場で職員が対面で作成する「所得税の確定申告書」は、米子税務署へ「電子データ」で送信します。
- 電子データの送信には「利用者識別番号」の取得が必要になります。このため、前回の確定申告で南部町の申告会場を利用された方を対象に、現在「利用者識別番号の事前取得」の案内文書を、米子税務署からお届けしています。
- 案内文書が届いた方は必要事項を記入し、必ず提出期限までに米子税務署に返送してください。
- 【提出期限】 10月25日（月） 消印有効
- 【問い合わせ先】 税務課 ☎66-4802
- 米子税務署個人課税第一部門 ☎57-3338

■ **介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ** ■

- 認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。
- 毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、介護についての日頃の思いを話し合い、認知症について勉強をしたり、介護についての相談・助言を受けることができます。
- ※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、中止、場所を変更させていただく場合があります。中止の場合は防災無線放送にてお知らせします。
- 【日時】 11月19日（金） 午前10時～正午
- ※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。
- 【場所】 天萬庁舎2階会議室
- 【参加費】 100円（茶菓代）
- 【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ **「オレンジカフェ」開催のお知らせ** ■

- 介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。
- ※参加申し込みは不要です。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、中止にさせていただく場合があります。中止の場合は、防災無線放送にてお知らせします。

《 米やカフェ 》

日時	11月16日（火） 午前9時30分～11時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場所	えん処 米や （旧法勝寺街道）
内容	お茶を飲みながら自由にお過ごしいただけます。
お茶代	100円

《 さくらカフェあいみ 》

日時	11月25日（木） 午後1時30分～3時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場所	「てま里」交流スペース （天萬庁舎近く）
内容	お茶を飲みながら自由にお過ごしいただけます。
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査

～投票日は 1 0 月 3 1 日（日）～

衆議院解散に伴う第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査が以下のとおり執行されます。投票は、一人ひとりが政治に参加する最もよい機会です。皆さん、そろって投票しましょう。また、投票日当日にご都合が悪い場合は、期日前投票をご利用ください。

◆南部町で投票ができる人

要 件	内 容
年齢要件	1 8 歳以上（平成 1 5 年 1 1 月 1 日以前に生まれた方）
住所要件	南部町に 3 ヶ月以上在住しており選挙人名簿に登録されている方 （令和 3 年 7 月 1 8 日までに転入届をし、引き続き町内に住民登録をしている方 令和 3 年 6 月 3 0 日以後に町外へ転出された方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方）

◆投票日

月 日	投票時間
1 0 月 3 1 日（日）	午前 7 時～午後 8 時（第 9 投票所は午後 6 時まで）

◆投票場所

第 1 投票区	東西町コミュニティセンター	第 6 投票区	青年の家
第 2 投票区	ふるさと交流センター	第 7 投票区	南部町役場天萬庁舎
第 3 投票区	おおくに田園スクエア	第 8 投票区	会見農村環境改善センター
第 4 投票区	キナルなんぶ	第 9 投票区	会見第二小学校
第 5 投票区	上長田会館		

※第 4 投票所（キナルなんぶ）に投票にお越しの際は西伯小学校の駐車場もご利用できます。

◆期日前投票

月 日	投票時間	投票場所
1 0 月 2 0 日（水） ～ 1 0 月 3 0 日（土）	午前 8 時 3 0 分～午後 8 時	ブラザ西伯
		南部町役場天萬庁舎（3 階） 富有まんてんホール

※どちらの期日前投票所でもご利用できます。

◆開票

月 日	開票時間	開票場所
1 0 月 3 1 日（日）	午後 9 時～	ブラザ西伯

◆投票の順番と投票用紙の種類

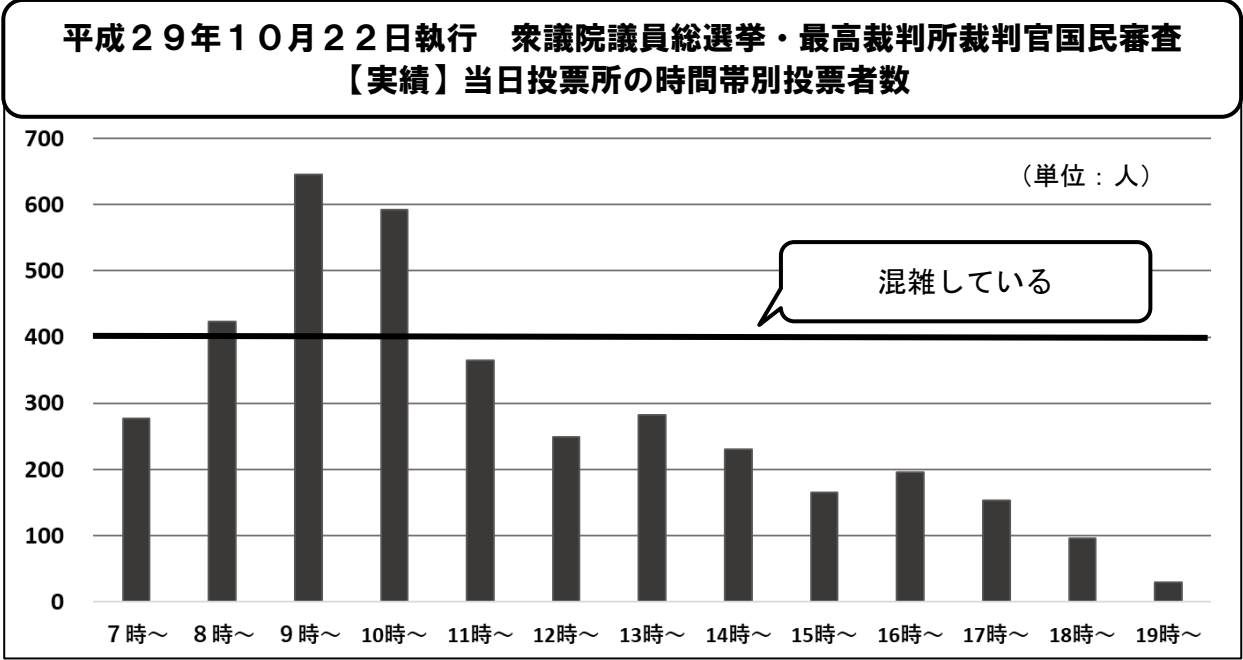
投票の順番	選挙の種類	用紙の色	文字の色
1	小選挙区選挙	あさぎ色	黒 色
2	比例代表選挙	ピンク色	黒 色
3	最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	黒 色

◆投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、投票所内での感染防止に取り組んだうえで選挙を実施しますので、安心して投票にお越しください。投票所には感染症対策として、投票用紙等へ記入するための使い捨て鉛筆を準備しますが、選挙人が持参した筆記用具（原則鉛筆とする。）での記入も可とします。場内が混雑する際には、一時的に入場制限をする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。投票所へご来場の際には、マスクを着用の上、お越しください。

◆投票日の時間別投票者数について

過去の選挙における投票日当日の混雑状況は以下のとおりです。午前中に投票者が多く午後は比較的空いていますので、混雑を避けて投票をしましょう。



◆期日前投票者数について

当日投票所での混雑緩和のため、期日前投票所も積極的にご利用ください。投票日に近くなると投票者が多くなる傾向です。プラザ西伯または富有まんてんホール、いずれかの期日前投票所をご利用ください。

